

日本建築学会の建築工事標準仕様書（JASS5）  
高強度コンクリート施工指針（案）  
土木学会のコンクリート標準仕様書における記載事項

日本建築学会の建築工事標準仕様書（JASS5）

15節 暑中コンクリート

15.1 総則

- a. 本節は暑中に行うコンクリート工事に適用する。
- b. 暑中コンクリート適用期間は、特記による。特記のない場合は日平均気温の日別平滑平年値が $25^{\circ}\text{C}$ を超える期間を基準として定め工事管理者の承認を受ける。
- c. 暑中コンクリートの材料・調合・発注・運搬・打ち込み及び養生などの方法について施工計画書を作成し工事管理者の承認を受ける。

15.2 品質

- a. 暑中コンクリートのスランプ・空気量・ブリージング・凝結・圧縮強度などは、高温環境下での変動を考慮して、所要に品質が確保できるように定める。
- b. 荷卸し時のコンクリート温度は、 $35^{\circ}\text{C}$ 以下とする。  
コンクリート温度が $35^{\circ}\text{C}$ を超えることが予想される場合には、コンクリートの冷却または材料・調合の変更などによるコンクリート品質変化抑制対策を立案して工事管理者の承認を受ける。

15.5 発注・製造

- a. コンクリート練り上がり温度は、荷降し時に所要のコンクリート温度が得られるように、輸送時間や気象条件を考慮して定める。
- b. セメント、骨材及び水は出来るだけ低い温度のものを用いる。
- c. コンクリート製造及び出荷から荷卸しまでの輸送時においては、荷卸し時に所定の品質のコンクリートが得られるように品質変動及び温度上昇を出来るだけ小さくする。